

教師の労働基本権保障に関する教育法社会学的研究 ：韓国における「教員労組法」の成立と展開を事例 に

鄭, 修娟

<https://hdl.handle.net/2324/6787389>

出版情報 : Kyushu University, 2022, 博士 (教育学), 課程博士

バージョン :

権利関係 : Public access to the fulltext file is restricted for unavoidable reason (3)

氏 名 : 鄭 修娟

論 文 名 : 教師の労働基本権保障に関する教育法社会学的研究
—韓国における「教員労組法」の成立と展開を事例に—

区 分 : 甲

論 文 内 容 の 要 旨

本研究では、韓国の教員労組法の成立と展開について法社会学的視点から法の上昇機能(第2章～第4章)・下降機能(第5章～第6章)の二つの軸を立てて分析した。具体的には、従来、違法とされてきた教師の教育労働運動が、当事者(全国教職員労働組合、以下「全教組」)たちの「法意識」を反映し成文化していく過程(法の上昇機能)及び、法成立後の団体交渉や法解釈をめぐる論争・紛争を通じて、法が社会に浸透していく過程(法の下降機能)を検討した。このような作業を通じて、教師の労働基本権保障のための立法条件を提起するとともに、法が持つ権利保障の機能に着目し、それが教師個人々の教育権のみならず、子どもの学習権、保護者の教育権とも深くかかわっていることから、公教育の条件整備の必要不可欠な要素であることを論じた。

第1章では、1960～70年代における軍事政権下の国家公務員法の改正に着目し、法律上の教員の身分がいかに位置付けられていたのかを分析した。本章で取り扱う国家公務員法は、第2章以降に展開される教員労組の「法意識」(権利意識)の形成に直接的な影響を与えた法規範である。国会での議論を通して、同法が教員を聖職者として捉え、その諸権利を制限する制度的装置として位置付けられたことを述べる本章は、第2章以降の考察のための前提基盤を提示する章となる。

第2章では、軍事政権による弾圧によって一時停止状態となった教師集団の教育運動が民主化を求める社会的背景をもとに、1980年代から再開されたことに着目し、前章で分析した国家公務員法及び大韓教連(専門職教員団体)への批判意識から、自主的な教師集団の結成に向けて法改正を求める動きが始まったことを述べた。本章では、教師集団自らが大韓教連とは異なる自主的な組織結成のためには「教師の労働基本権の保障が必要である」と意識し始めたことに注目し、この時期を「法意識」形成の初期段階として位置付けた。

第3章では、教員労組及び専門職教員団体による法改正・法制定運動に注目した。前章を当事者たちの法意識の形成段階として位置付けたことに対して、本章では法に対する批判や改正を要求するにとどまらず、自ら法律の改正案を作成・提案するに至る両組織の戦略に着目し、当事者たちの法意識がより発展していくプロセスを分析した。

第4章では、労働組合法の特別法として教員労組法が成立(1999年)した過程を、全教組内部での「組織転換論」及び、政権交代や国際的情勢などの外部要因に着目して分析した。特に、法の改正や制定を求め、法律案を提案するような法意識の形成段階を超えて、国家権力(立法機関)によって制定される「法」に依存し、自らのプレゼンスを示すことに対する根本的な限界を自覚し、「法とは何か」を問い直す議論が全教組内部で起きていたことに注目した。この点は、法が持つ可能性と限界の両方を、教員労組が意識し始めたことを意味しており、従来の先行研究では見逃してきた部分である。

第5章では、法が成立した後に当該社会に与える影響を、法の下降機能として捉え分析を進めた。特に、教員労組と教育部・教育庁による団体交渉を媒体に、教員労組法が社会でどのように機能しているのかを検討した。交渉の結果だけでなく、行政との間で行われる交渉プロセスに着目し、「労使自治のフィールド」として団体交渉が持つ意義について述べた。

第6章では、全教組の法外労組事件(2013年～2020年)をめぐる論争を分析し、教員労組法が持つ権利保障の側面に重点を置き、法解釈による当該社会の権利意識の変化を検討した。主に最高裁判所の判決資料等を分析し、教師の労働基本権は、憲法が保障する人間の「普遍的」な権利である点、それが公教育の条件整備の前提であることを論じた。

以上の内容を踏まえ、本研究の成果を以下の3点から述べる。

第一に、教育法社会学の方法論を適用したことにより、法の形成・成立、運用、変化の全体像を見渡せた点である。本研究では、特に関係者たちの「法意識」の形成と発展を法成立の重要な変数として位置づけ、組織内部での議論を分析することに重点を置いた。その結果、従来の先行研究とは異なり、教員労組法の成立には一般労働法の法理のみならず、「教育法」の側面も重視されていたことが明らかになった。この点は、関係者らの「教職観」を比較することによって読み取ることができ、教員労組法の成立過程に対して新たな分析視点を与えうると考える。

第二に、教員労組法の成立をめぐる全教組内部での議論を分析し、専門職教員団体とは異なる教員労組の特質を明らかにした。従来の先行研究では、両組織を一概に「教員団体」の枠内で説明してきた側面があるが、本研究では法成立をめぐる組織内部で起きていた葛藤やジレンマを詳細に分析することで、両組織の教育権に対する認識や教職観の違い等を論じた。特に全教組は、ときには現実と妥協しながらも、「教員にのみ適用される特別法」ではなく、最後まで労働組合法の特別法による組織の合法化を主張し、教育行政との同様な関係で団体交渉を行うことを不断に求めてきた。このような組織の「自主性」に対する認識が、専門職教員団体と決定的に異なる点であると言える。

第三に、教師の労働基本権を、すべての人間に保障される「普遍的」な権利として強調し、それを支える社会的な支持基盤が必要であることを問題提起した。専門家集団だけでなく、保護者団体、市民団体、学生団体など、幅広い利益集団からの支持基盤を土台にすることが、教師の権利保障のためには欠かせない立法条件であることを述べた。社会からのニーズが法規範を形成し、それが直接的にも間接的にも当該社会で機能していくことによって社会の権利意識を変化させる可能性を有するのである。

公教育の条件整備は、教育行政学の古典的な研究課題であるがゆえに、教員労組または専門職教員団体が行う団体交渉・協議の内実を解明し、それが社会でどのように機能しているか/機能しうるかを学術的に問い続けることが不可欠である。上記の成果は、韓国の教育行政学領域では十分に解明されてこなかった点であり、本研究は新たな知見を提供できうると考える。加えて、日本国内においても海外の参照事例は、主に米国に傾倒してきた側面があり、本研究での知見は今後、教師の権利保障をめぐる国際的研究の発展にもつながりうる点で、学術的意義がある。